

4 学校の設置及び統廃合

地域社会における過疎、過密化の進行と急速な交通事情の整備・改善、寄宿舎の設置等、教育諸条件が整備されるにともない、学校規模の適正化を図るために統廃合が進められた。また幼児教育の重要性にかんがみ、これの充実振興を計画的に推進した結果、公立幼稚園が増加した。

1 新設公立幼稚園

新設幼稚園名	所在地	学級数
福島市立平田幼稚園	福島市	1
白河市立関辺幼稚園	白河市	2
熱塙加納村立加納幼稚園	熱塙加納村	
熱塙加納村立熱塙幼稚園	〃	2
滝根町立滝根幼稚園	滝根町	3
三春町・船引町学校組合立要田幼稚園	三春町・船引町 学校組合立	1

2 公立小・中学校の設置、廃止

廃止	設置
表郷村立表郷小学校	矢吹町立善郷小学校
第一分室	金山町立金山小学校
第二分室	いわき市立郷ヶ丘小学校
第三分室	二本松市立二本松第三中学校
第四分室	白沢村立白沢中学校
河東田分室	
金山町立水沼小学校	
〃 中川小学校	
〃 沼沢小学校	
〃 川口小学校	
飯館村立草野小学校	
大倉分室	
二本松市立岳下中学校	
〃 杉田中学校	
白沢村立和木沢中学校	
〃 白岩中学校	
飯館村立大倉中学校	

5 学校防災

学校火災は公有財産を焼失するばかりでなく、児童・生徒の学習の場を失うことになり、加えて精神的な打撃を与え、学校教育の質的低下をまねき、教育行政を停滞させるなど、社会におよぼす物心両面の影響はまことに大きい。

昭和55年度においては、7件（内、部分焼6）もの発生をみたことは、まことに残念なことであった。これはここ10年間の統計では最高の件数である。学校の実態に即した防火体制を再検討し、施設管理の強化を図る必要がある。

本年度の学校防火対策は次のとおりである。

学校防火査察の実施と指導

(1) 県教育委員会の実施要項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人化校をなくすよう宿日直代行員の設置促進、または、防火対策の強化を指導する。
- ③ 本造校舎のうち、小学校40校、中学校14校、計54校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

学校防火診断の実施

(1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、防火体制、消防計画及び施設、設備等の点検を行い、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を講ずることによって平常の防火管理の強化を図り、学校火災発生の絶無を期す。

学校防火のための年間における定期診断は、5月1日、12月1日とする。

昭和55年度公立小中学校防火診断査察結果について

(1) 防火体制について

- ① 日常における個人の責任箇所の点検にあたっては、点検後、点検印の押印と同時に点検時刻も明記すること。
なお、時刻の記入が形式的にならないように留意すること。また、機械的な点検に終わることなく、常に異常の有無の状況を把握できるように工夫するとともに、その措置状況簿等も備えておくこと。
- ② 無人校（機械警備校も含む）においては、開閉錠者名及び時刻を明記すること。（学校日誌等の活用）
- ③ 空き教室等についてはくぎ付けした管理も見られるが、各室の管理責任者を定めて表示し、毎日の点検を確實に行うこと。
- ④ 本造校舎の完全無人については問題があるので、何らかの対策を講ずる必要がある。
- ⑤ 幼稚園、保育所、あるいは部落集会所等が併置されている学校においては、相互の連携体制を確立しておくこと。
- ⑥ 校舎内外の整理整頓については、おおむねよくできているが、物置き、階段下の小部屋、体育館のステージ下、更衣室等の整理整頓についても十分注意すること。
- ⑦ 非常口となる玄関、昇降口には障害となる物品等を置かないように配慮すること。
- ⑧ 薬品の混合発火防止のため、びん類の転倒防止、落下防止のための対策を講ずること。

(2) 宿日直（警備、代行）員の勤務状況について

- ① 代行員の勤務と教職員の勤務の交代時に空白時間を置かないこと。
- ② 退勤時の点検はよく行われているが、部活動後の校舎の戸締まりについても完全を期すこと。
- ③ 代行員の巡回回数については、気象条件、夜間の校舎使用、その他事情に応じてふやす等、弾力的な配慮をしておくこと。
- ④ 引継時刻の記入については、引継者同志が互いに確認し合える方法を工夫すること。